

国旗損壊罪 を考える

この「罪」は私たちに何をもたらすのか

連立与党間の合意を契機として、「国旗損壊罪」の制定をめぐる議論が急速に進んでいます。

現行法は、外国の国旗・国章に対する損壊行為については処罰規定を設けている一方で、自国の国旗については同様の規制を置いていません。この差異は何に由来するのか。外交的配慮という対外的利益と、自国の象徴に対する感情の保護という内在的価値は、同列に扱えるのか、重要な争点となっています。

また、国旗を燃やす、破るといった行為は、単なる物理的毀損にとどまらず、政治的・社会的メッセージを伴う「象徴的言論」とも解されます。こうした行為は、憲法における表現の自由の保障にどこまで含まれるのか。そして、これに対する刑事規制は果たして正当化されるのでしょうか。

本シンポジウムでは、これらの論点を、これまでの立法検討の経緯と学説の蓄積を踏まえて整理し、議論の前提そのものを問い直します。

司会 やぶはら太郎
(武蔵野市議会議員)



2026
6/7 日

15:00~17:30

会場 武蔵野商工会館
ゼロワンホール
吉祥寺本町1-10-7
武蔵野市立武蔵野商工会館 4階

入場料：無料

※満席の場合、お申し込みを頂いた方を優先してご入場いただきますことをご了承ください。

お申し込みは
URLまたはQRコードより ▼▶
<https://peatix.com/event/4960742/>



志田陽子

しだようこ

憲法学者／武蔵野美術大学教授

武蔵野美術大学教授、東京都立大学客員教授。専門は憲法・芸術関連法。近著に『「表現の自由」の明日へ』（2018年）、『表現者のための憲法入門 第2版』（2024年）ほか。

登壇者

松尾明弘

まつおあきひろ

弁護士／前衆議院議員

東京大学法学部卒。NTT勤務、ITベンチャー経営を経て弁護士に。衆議院議員（2期）。総務・安全保障・財務金融委員会等に所属し、個人情報保護や誹謗中傷対策、会計年度任用職員の待遇改善などに取り組む。

お問い合わせ先： info@yabuhara.org （藪原）